

## 県民からの獣医事相談における対応事例

県中央家畜保健衛生所

阿部 美樹      亀井 勝浩  
 箭内 誉志徳   後藤 裕克  
 前田 卓也

### はじめに

神奈川県内の飼育動物診療施設（以下、診療施設）数は、近年微増傾向にあり、平成24年12月末現在1,050施設であり、全国で2番目に多い（図1）。そのうち当所管内の診療施設数は833件で、県全体の約8割を占めている。

当所管内における獣医事相談の件数は、平成22年度に大幅に増加し、その後も増加傾向にある（図2）。平成24年度は414件の相談があり、特に「開設の有無」についての相談が多かった。平成25年度は11月末現在で142件の相談があり、例年と同様の傾向であった。そのうち県民からの獣医事相談は、「診療内容」及び「診療報酬」のほぼ全部と、「その他」の一部を占めていた。

このような多様な県民からの相談や要望に行政としてどう対応していくかという課題解決の一助とするため、近年の県民からの獣医事相談における対応事例を3つ示す。

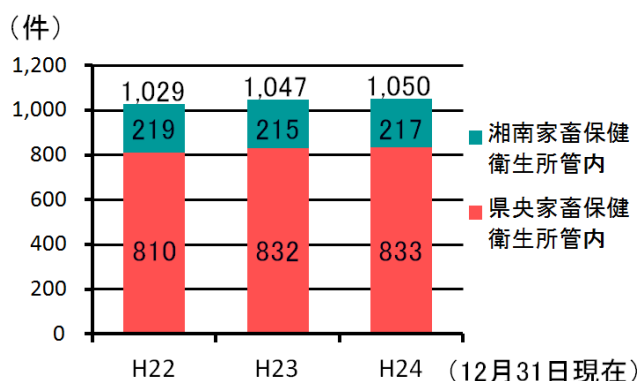


図1 県内の診療施設数

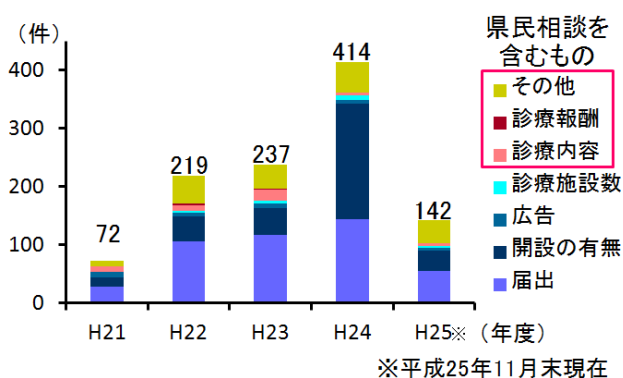


図2 管内の獣医事相談の件数

## 対応事例

### 1 当該診療施設と関係が深い県民からの相談について

女性からの電話相談で、内容は、A診療施設の獣医師が「動物を眠らせてから診療施設に連れてくるように」と睡眠薬と思われる薬を渡したという話を知人から聞いたが、診療せずに薬を渡して良いのか、なお、その獣医師との関係もあるので相談者が自分だと特定されないようにしてほしいというものであった。

相談者への対応にあたっては、獣医師法第18条において獣医師は自ら診察しないで医薬品の投与・処方をしてはならないことが定められており、当所としては事実を確認した上で指導する事案である旨を回答した。相談者は、指導の際に当所が当該診療施設へ本相談を伝えることで、相談者自身が特定されてしまう可能性を強く懸念していたことから、その強い意志に配慮して獣医師への指導を行った。

獣医師への対応にあたっては、本相談があったことを伝えずに指導を行うため、県民へ適切な獣医療を提供することを目的として定期的に既存の飼育動物診療施設に対して構造設備基準等の遵守指導を行う、定期巡回の予定に急遽組み込んで指導を行った。本事例では、獣医師法や獣医療法の遵守事項の確認とともに、通常の定期巡回では指導しない獣医師法第18条についても指導を行い、指導後相談者に電話で指導結果について連絡した。

この事例の要点は、相談者の意志を確認や配慮した上で指導方法を検討し、当該診療施設に相談者が特定されにくい定期巡回での指導を選択したことである。診療施設に対する指導方法には、他に立入検査や電話、ファクシミリといった手段もあるが、これらの方法では指導の根拠として相談があったことを伝えずに指導を行うのは困難である。なお、今回は当該診療施設の定期巡回予定日まで期間があったため、急遽予定日を繰り上げて指導を行った。

### 2 県庁畜産課に来庁した県民が当所に来所しての相談について

男性2名が来所しての相談で、内容は、B診療施設で受診したところ適切な処置がなされず飼育動物の病気が進行したため、第三者を交えて当該診療施設の獣医師の診療に臨む姿勢を正したいというものであった。なお、この相談者は前日に県庁畜産課（以下、畜産課）へ来庁し、同様の相談を行っていた。

畜産課への来庁後、畜産課から当所へ、男性2名が来庁してB診療施設について相談があった旨連絡があり、所内での対応を検討した。翌日当所へ来所した相談者に対して、相談内容について誤

解等を防ぐため職員2名で対応し、獣医師法や獣医療法では診療内容についての規制はなく、診療内容が適切であったか否かについて行政的な指導を行うことは難しい旨を説明した。

この事例の要点は、畜産課と連携して情報を共有したことで、相談者が当所へ来所する前にその対応を検討し、県として一貫した姿勢で対応を行ったことである。畜産課や家畜保健衛生所間でこまめな連絡体制をとることが重要であった。

### 3 獣医事及び薬事の両関係法令に関連した相談について

女性からの電話相談で、内容は、C薬局のホームページに「ペットの〇〇病でお悩みの方はご相談ください」と記載があり、当該薬局に相談の上薬を購入し、投与したところ飼育動物が死亡してしまい、複数の行政機関に相談したが対応してもらえなかったというものであった。

相談者は、複数の行政機関で相談に対応してもらえなかったということで行政機関に不信感を抱いていた様子であったため、丁寧に相談内容を確認し、診療施設に係わる相談ではなく薬局に係わる相談なので他の所属とも対応を検討する旨説明した。この事例は獣医事及び薬事の両関係法令に関連する可能性があったため、畜産課を通じ、農林水産省、保健所設置市及び県衛生部局（以下、薬務課）へ照会を行った。また、対応に時間を要するため照会中も相談者に適宜電話連絡し、途中経過を説明した。照会した行政機関からの回答は、農林水産省からは獣医師法や獣医療法で判断できる事例ではないという旨、薬務課からは薬事法に抵触するかは現状では判断できないという旨であった。これを受けて相談者に電話連絡し、上記の内容を報告した上で家畜保健衛生所としてはこれ以上の対応が難しい旨や薬務課としても立入検査を行う根拠に乏しい旨を伝えた。

この事例では、相談者が行政機関に不信感を抱いていた様子であったため、より丁寧に相談内容を確認した。また、回答に時間を要する事例であったため、相談者が不安を感じないようにこまめに途中経過を連絡した。獣医師法や獣医療法以外の法令に係わる相談については、基本的には管轄部署の連絡先を伝え、相談者から管轄部署へ連絡していただくが、今回の事例ではすでに相談者が複数の行政機関に相談していたため、当所が相談窓口としてできる範囲で対応を行い、国、市及び衛生部局と連携を図り、総括的な対応を行った。

## まとめ

以上の3事例から、県民からの獣医事相談では、以下の点に注意することが重要と思われた。第一に、相談者の意志を尊重し、指導の際は相談者と被相談者（獣医師、診療施設）の関係に配慮する必

要があった。第二に、畜産課等との密接な連絡体制が重要であった。畜産課、家畜保健衛生所間での情報共有を行うことで、迅速に検討した上で、より精度の高い対応を行うことができた。第三に、基本的なことであるが、丁寧な対応が重要であった。丁寧に相談内容を確認し、回答に時間を要する場合はその都度相談者に連絡するなど、相談者が行政機関へ不安や不信感を抱かないよう配慮する必要があった。第四に、クロスファンクショナルな対応が重要であった。動物に係わる法令は、獣医師法や獣医療法以外に薬事法、動物の愛護及び管理に関する法律など多岐にわたっている。獣医師法や獣医療法以外の法令にも関連した相談については、国や市、衛生部局と連携して対応することが大切である。基本的には管轄部署ごとの対応になるが、いわゆるたらい回しの末の相談など状況によっては他部局に回さずに相談の窓口となるといった、総括的な対応が求められる。

今後もこのような相談事例について情報の共有を行い、多様な県民からの相談や要望に行政として適切に対応し、獣医師法や獣医療法の遵守について指導に取り組んでいきたい。

#### 参考文献

- 1) 田村 みず穂ほか：平成24年度神奈川県家畜保健衛生業績発表会、演題7番